2025
11
NO.356

CEDAR PRESS
プレス
シーダー

秋田県建築士事務所協会NEWS

発　行／秋田県建築士事務所協会
〒010-0951 秋田市山王3-1-7東カンビル
編集者／広報委員会
TEL018-865-1225 FAX018-865-1293

HPアドレス　http://akitafao.jp/
E-mailアドレス　akitafao@cocoa.ocn.ne.jp

※協会のうごき

R　7年11月
- 6日　（仮）建築士資格制度の関する検討会
- 8日　建築士事務所キャンペーン(秋田市にぎわい交流館)
- 10日　耐震診断事前審査（本荘CP）
- 11日　広報委員会（あきた杉担当部会）
- 12日　2025BIMソフト研修会①（東カンビル）
- 18日　耐震診断判定委員会（本荘CP）
- 19日　2025BIMソフト研修会②（東カンビル）
- 26日　2025BIMソフト研修会③（東カンビル）
- 27日　日事連正副会長会議、常任理事会（東京村田会長）

R　7年12月（予定）
- 1日　住宅紛争処理支援セミナー最終打合せ（Web）
- 5日　広報秋田の住宅コンクール・青年委員会合同委員会
- 10日　日事連北東ブロック協議会第2回会長会議（東京）
- 11日　日事連全国会長会議（東京）
- 15日　住宅紛争処理支援セミナー（秋田テルサ）
- 17日　耐震診断事前審査（本荘CP）
- 24日　第3回耐震診断判定委員会（本荘CP）
- 26日　仕事納め

第4回　理事会（臨時）報告

◎日　時　　令和7年11月13日(木)

◎開催方法　電磁的（メール）

◎出　席　　理事17名　書面表決書　監事2名

◎議　題
①会員の異動について
・一級建築士事務所コードアーキテクツ(株)入会承認について

令和7年度　あきた木造建塾　特別講演会

2025年12月24日（水）14:00～16:30
秋田県JAビル大ホール

■第1部　14:00～15:15
学校建築に“木の力”～市有林を活用した学校整備事業～
講　師　神坂　正人　（秋田市教育委員会総務課）
伝統的な木造町家が多く残る街並みに調和させることや、木造校舎を取り巻く法改正の後押しなどにより、公立学校としては東北初となる木造3階建て校舎として計画され、本年4月に開校した「秋田市立日新小学校」での市有林を活用した木材利用の取り組みについて、紹介いただきます。

■第2部　15:30～16:30
「表彰式」

ウッドファーストあきた木材・木質化建築賞
「ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞」は、秋田県内の木造・木質化のモデルとなる優れた建築物を県民の皆様に広く紹介するために開催しており、施主・設計者・施工者の三者を表彰します。

木材利用提案コンクール
「木材利用提案コンクール」は、秋田県内で建築を学ぶ大学生や専門学校生等を対象に、木材を利用した非住宅建築物の設計やこれから社会で必要と考えられる空間づくりに繋がるアイデアを提案するコンクールで、優秀な成績を収めた学生を表彰します。

「受賞作品のプレゼンテーション」
【お問合せ・お申込み】
公益財団法人　秋田県木材加工推進機構
TEL　0185-52-7000　FAX　0185-52-7002
E-mail: info@mokusui.jp
※秋田県建築士事務所協会事務局にも申込書あります。

●●●令和8年度からの中規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げについて●●●

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減目標の実現に向けて、建築物分野におかる省エネルギーの取り組みの強化が求められており、第6次エネルギー基本計画等においても、「2030年度以降新築される建築物について、ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保」を目指すとされています。
ご承知のとおり、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、令和3年4月1日以降、床面積が300㎡以上2，000㎡未満の中規模非住宅建築物の新築時等にも、省エネ基準への適合が義務付けられています。上記エネルギー基本計画等を踏まえ、中規模非住宅建築物の省エネ基準の水準を引き上げるため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年10月16日に公布され、令和8年4月1日に施行されることとなっております。

記

新築又は増築・改築後の床面積が300㎡以上2，000㎡未満となる非住宅建築物の省エネ基準について、改正前においては、省エネ基準における設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めています。
改正後においては、BEI（設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量が、用途に応じた数値（工場等：0．75（基準から25%削減）、事務所等、ホテル等、百貨店等及び学校等：0．8（同20%削減）、病院等、飲食店等及び集会場等：0．85（同15%削減）を超えないこととしており、改正前に比べて基準の水準が引き上げられることになります。
改正省令の施行日（令和8年4月1日）以降に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能適合性判定機関に対して、建築物エネルギー消費性能を申請する建築物について、引上げ後の基準への適合が必要となりますので建築主に対して十分に説明・協議のうえ、所要の性能を有した非住宅建築物の設計・建築をされますようお願いします。

※詳細については秋田県建築士事務所協会HPに掲載しております。

☆☆☆正会員の皆様へ☆☆☆
本日（11/28）(株)大成出版社さんからの図書のご案内をメールいたしました。
「令和7年版　公共建築工事積算基準」や「実例にまなぶ建築数量積算」等々ぜひ、ご覧になって、お買い求めください。

R7年度　建築士定期講習会　　令和8年2月10日（火）開催予定　受講者受付中です！！